

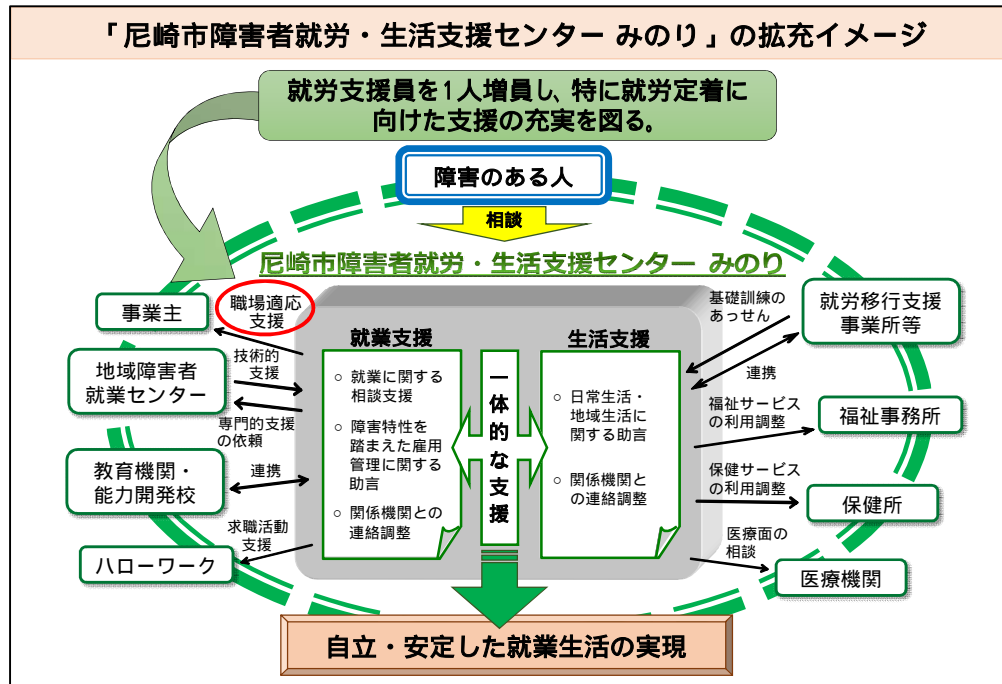
平成 29 年度主要事業 (障害者施策に係る事業イメージ)

No. 33	【拡充】	障害者就労支援事業	H29予算額 (うち拡充分)	27,463 (5,705)	千円
--------	------	-----------	-------------------	-------------------	----

【事業概要】

障害者の就労に関する相談や支援を総合的に行う。
また、市の就労支援機関である「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」の体制を強化し、特に就労定着に向けた支援の充実を図る。

【イメージ】



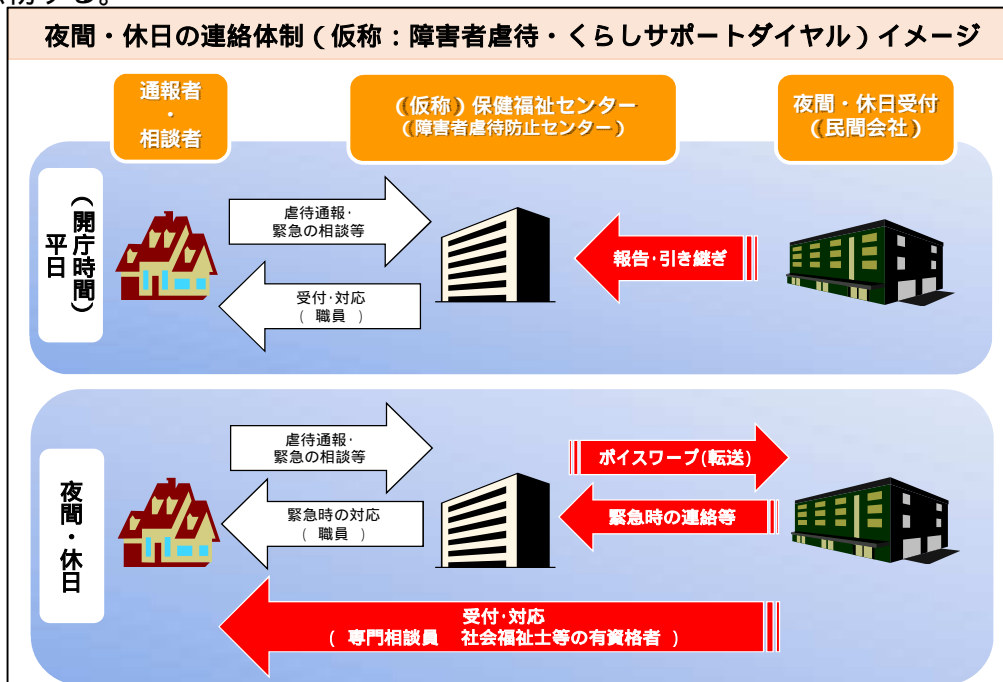
No. 34	【拡充】	障害者虐待防止対策事業	H29予算額 (うち拡充分)	1,446 (569)	千円
--------	------	-------------	-------------------	----------------	----

【事業概要】

障害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。
また、障害者虐待に係る通報や障害者等からの緊急の相談等について、夜間・休日の連絡体制を確保し、支援の充実を図る。

【イメージ】

夜間・休日の電話受付業務を民間会社へ委託することで、常時の連絡体制を確保し、通報・相談者等からの聞き取りや担当職員への報告、引き継ぎ等を速やかに行うなど支援体制の充実を図る。
また、「（仮称）保健福祉センター」の開設（平成30年1月～）にあわせて、「障害者虐待防止センター」を標榜する。



No. 35	【新規】	重症心身障害者通園事業 体制維持補助金	H29予算額	4,522	千円
【事業概要】 重症心身障害者が通所する施設に対して、看護職員の配置に係る支援を行うことで、安全かつ継続的なサービスの提供体制を確保する。					
【イメージ】 ・ 補助対象要件 平成23年度まで「重症心身障害児（者）通園事業」を実施していた兵庫県内の生活介護事業所（公立施設は除く）で、かつ本市の利用者がいること 看護職員を常勤換算で2人以上配置していること 生活介護サービス費の「人員配置体制加算（ ）」の届出をしていること 生活介護サービス費の「常勤看護職員等配置加算」の届出をしていること ・ 補助基準額 ○ 看護職1人あたり：1,915千円 ・ 補助上限額 ○ 1事業所あたり：9,575千円 （看護職加配上限数：5人） ・ 補助（負担）率 ○ （本市の利用者数） ÷ （当該事業所における利用者数全体）					

No. 36	【拡充】	日常生活用具給付等事業	H29予算額 （うち拡充分）	111,587 （4,873）	千円
【事業概要】 在宅心身障害者（児）等に対し、日常生活用具の給付・貸与を行う。 また、災害情報への迅速なアクセスを支援するため、視覚障害者を支給対象とする給付品目に、地上デジタル対応ラジオを追加する。					
【イメージ】 現状と課題 近年、自然災害により甚大な被害が出るが増えており、防災に対する意識が高まっている中で、障害者が緊急地震速報を始めとする災害情報へ迅速にアクセスできるよう支援していく必要がある。 視覚障害者にとってテレビのリモコン操作は難しく、また通常のラジオでは地上デジタルテレビ放送が受信できなくなっている。そのため、日常のニュースのみならず、災害等の緊急時の情報が得られず不安が大きい。 対応策 視覚障害者が必要な時に迅速かつ容易に、副音声を含めたテレビ放送を受信できる環境整備を目指し、視覚障害者の使用を想定して開発された地上デジタル対応ラジオを給付する。（一部利用者負担あり）					

No. 37	【拡充】	意思疎通支援事業	H29予算額 (うち拡充分)	10,216 (514)	千円
--------	------	----------	-------------------	-----------------	----

【事業概要】

聴覚障害者等が、公的機関や医療機関へ出かける時など、社会生活上外出が必要で適当な付き添い者がいない場合に、意思疎通支援者を養成し派遣する。

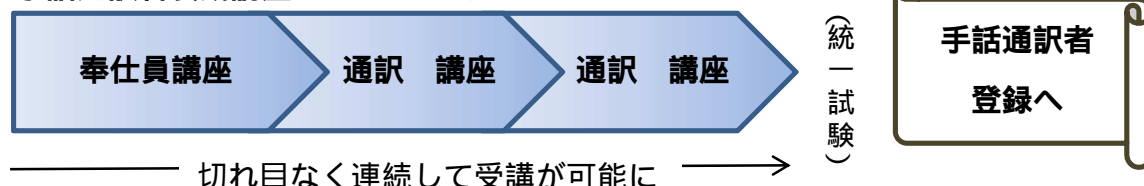
なお、意思疎通支援者を増やすため、手話通訳者養成講座(3講座)を各年度で切れ目なく継続して受講できるよう、カリキュラム等の見直しを行う。

【イメージ】

< (拡充) 手話通訳者養成事業 >

手話通訳者養成講座(奉仕員講座、通訳講座、通訳講座)を、各年度で切れ目なく継続して受講できるよう見直すことで、市の手話通訳者登録に繋げ、意思疎通支援者の増を目指す。

手話通訳者養成講座カリキュラム



(再掲)

【行政情報化推進事業

(コミュニケーションツール整備事業)】

(仮称)保健福祉センター及び支所等の窓口にタブレット端末等を設置し、聴覚障害者等と市役所の手話通訳者とをコミュニケーションソフトで繋ぐことにより、現地に手話通訳者が不在でも、手話通訳での意思疎通ができるようにする。



No. —		—	H29予算額	—	千円
-------	--	---	--------	---	----

【事業概要】

【イメージ】

No. 4	【改革】	地域生活支援事業の給付の適正化	改革改善効果額 (うち29年度分)	▲125 (▲52)	千円
-------	------	-----------------	----------------------	---------------	----

【事業概要】

移動支援事業について、支給決定基準（ガイドライン）を策定するとともに、新たな報酬区分や単価の設定を行い、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう見直しを行う。

【イメージ】

「尼崎市障害者（児）移動支援事業」の見直し内容（概要）

1 サービス内容

「自宅発着（ドアtoドア）の原則」を廃止する。

対象と「なる」・「ならない」外出例を規定する。

2 Q & A

「例外的な利用」について、その具体例を整理する。

3 対象者

対象者の範囲は、現行の運用を継続する。

「身体介護を伴う・伴わない」の基準を廃止し、新たな区分を設定する。

4 支給決定基準

支給量は、現行の運用を継続する。

5 報酬単価

現行	区 分	報酬単価 (30分以上1時間未満)	その他
	身体介護を伴う	4,239円	・初回加算、早朝・夜間・深夜加算あり
	身体介護を伴わない	1,590円	

見直し後	区 分	報酬単価 (30分以上1時間未満)	その他
	重度移動支援対象者 (重度訪問介護又は行動援護対象者)	2,978円	・行動援護の報酬単価を参考に設定 ・初回加算、早朝・夜間・深夜加算なし
	障害支援区分4～6	2,554円	
	障害支援区分1～3 障害支援区分なし	2,130円	

No. 5	【改革】	市民福祉のつどい開催事業 の見直し	改革改善効果額 (うち29年度分)	— (-)	千円
-------	------	----------------------	----------------------	------------	----

【事業概要】

提案型事業委託制度を活用し、提案者が「市民福祉のつどい」の企画運営を行うことで、一般の出店者の参加を企画するなど、障害のある人となない人との交流機会を創出することにより、より一層の相互理解を深める。

【イメージ】

障害のある人となない人が時間を共有し、その交流を促進するとともに、障害の理解と認識を深める啓発事業である「市民福祉のつどい」の理念をより具体的に実現できるようにしたいと考えている。

現状では、出店者が固定化している現状でもあることから、主に次のことを実施することで、より効果の高い事業実施を目指す。

事業所と一般店舗で事前に何度か打ち合わせをして、共同で販売物を作り上げ、当日にそれを販売するなど普段からの継続した交流を促す。
 障害者の事業所のみならず、一般店舗も出店できるようにする。
 現状の実行委員会形式は踏襲し、障害当事者団体に加えて、公募委員なども交えた会議体とし、会議の段階から、交流を図れる仕組み作りをする。
 SNSなどを活用することで、イベントの周知を図る。



平成28年度は30店舗の団体が出店した



ステージショーの様子（平成28年度）